



ポパイ事件上告審 最高裁090717

- 一 漫画において一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして反復して描かれている登場人物のいわゆる**キャラクター**は、著作物に当たらない。
- 二 二次的著作物の著作権は、二次的著作物において**新たに付与された創作物部分のみ**について生じ、原著作物と共通し、その実質を同じくする部分には生じない。
- 三 **連載漫画**において、登場人物が最初に掲載された漫画の著作権の**保護期間が満了**した場合には、後続の漫画の著作権の保護期間がいまだ満了していないとしても、当該登場人物について著作権を主張することはできない。
- 四 著作権法二一条の**複製権を時効取得**する要件としての継続的な行使があるというためには、著作物の全部又は一部につき外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていることを要し、そのことについては取得時効の成立を主張する者が立証責任を負う。